特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年５月 10 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SHIBATA UNITED FC

３　代表者の氏名

松田　茂臣

４　主たる事務所の所在地

新発田市緑町２丁目３番７号

５　定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとした一般市民に対して、サッカー競技（フットサル競技を含む）の普及発展及び競技力の向上に関する事業、審判や指導者の育成に関する事業等を行うとともに、日本サッカーの発展を推進し､サッカーのみならずスポーツ文化の発展と一般市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4)　子どもの健全育成を図る活動

(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動